

# 令和3年度の個別指導・ 高点数選定は行わない方針

コロナ禍の中、指導・監査等について臨時的な取扱いが行われている。茨城県でも令和2年度に予定されていた指導・監査等の内容に変更があり、集団的個別指導は中止、高点数選定による個別指導は当初の約半数しか実施されないといった措置がとられている。1月18日には、茨城県独自の緊急事態宣言が発出され、その期間にかかる個別指導等は実施が見合わせとなった。

新型コロナウイルスのワクチン接種が近々開始される予定ではあるが、全国民への接種完了はまだ先となる。そのような中、1月18日付で厚生労働省より地方厚生局宛の事務連絡「令和3年度における指導監査等について」が発出された。新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況の中、各種指導の実施についてその影響を考慮する内容となっている。通知では、令和3年度の計画未達成が考えられるが、やむを得ないものであること、実施にあたって指導の優先度を考慮することが明記されている。通知の具体的内容は下記のとおり。

## 【集団指導】〔指定時、更新時、登録時、改定時〕

※実施する。資料配布、動画配信も可。

## 【集団的個別指導】

※実施する。資料配布、動画配信も可。

ただし、令和4年度も引き続き高点数であった保険医療機関等に対して令和5年度における高点数を理由とする個別指導は実施しない。

## 【個別指導】

※実施する。

ただし、高点数の保険医療機関等に対する個別指導は実施しない。病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合は原則院外で行う。

## 【新規個別指導】

※令和2年度未実施分も含めて、全て実施する。

病院に対して実施する場合は原則院外で行う。

## 【監査】

※実施する。

病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合は原則院外で行う。

## 【適時調査】

※実地での調査は原則中止する。

令和3年度においては、病院による届出施設基準の自主点検を行わせることで実施とみなす。  
コロナ収束後の適時調査において、返還事案が発生した場合の遡及は、原則当該自主点検を行った時点までとする。